

## 決議 11.21 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### 附属書 I および II における注釈の使用

いくつかの理由により附属書での注釈の使用例が増えていることを認識し、

一定のタイプの注釈が参考のためのみに使われるのに対し、他のタイプの注釈は実質的で、種の掲載の適用範囲を定義することを意図したものであることを意識し、

ランチング、割当量、一定の部分並びに派生物、取引制度に関連するものなど、附属書改正の一定の特別な事例に関する移行、報告、および検討のための特定の手続きを締約国が整備したことを考慮し、

一定のタイプの注釈が種掲載一覧表の不可欠な部分であり、また、そのような注釈の追加、修正または削除の提案は、第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 12 回、第 13 回、第 14 回、第 15 回および第 16 回会議（サンティアゴ、2002 年；バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年；バンコク、2013 年）で修正された決議 9.24 (Cop16 で改正) の規定に従わねばならないことも意識し、

締約国会議が第 2 回並びに第 4 回会議で、注釈を伴わない附属書 II の植物種の掲載は、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物を含むものと解釈するものと合意したこと、およびこの見解が締約国会議のその後のいかなる決定によっても変更されていないことを想起し、

注釈を含む附属書改正の提案を提出するための基準およびそのような注釈の施行を検討するための手続きは、執行並びに施行上の問題を避けるために明確に定義する必要があることを自覚し、

条約締約国会議は

次のとおりに合意する。

- a) 以下は参考注釈であり、情報としての使用のみを目的とする。
  - i) 注釈が付いた分類群のひとつ以上の地理的に離れた個体群、亜種または種が別の附属書に掲げられていることを示す注釈
  - ii) 「絶滅の可能性あり」を意味する注釈、および
  - iii) 学名法に関する注釈
- b) 以下は実質的な注釈であり、種掲載一覧表の不可欠な部分である。

- i) 指定された地理的に離れた個体群、亜種、種の集団、またはそれよりも上位の分類群の掲載または除外を指定する注釈で、輸出割当量を含むことがある。および
- ii) 標本のタイプまたは輸出割当量を指定する注釈
- c) 参考注釈は附属書の理解を助けるために、必要に応じて締約国会議または事務局により追加、修正または削除することができる。
- d) 附属書 I または II の種に関連する実質的注釈は、条約第 15 条に従い締約国会議によってのみ追加、修正または削除できる。
- e) 附属書 I または II の地理的に離れた個体群に関連する実質的注釈は、決議 9.24 (Cop16 で改正) 付記 3 に含まれる分割掲載規定を遵守するものとする。
- f) 附属書 I から附属書 II に種を移行する状況で使われる実質的注釈は、決議 9.24 (CoP16 で改正) 付記 4 に含まれる予防措置を遵守するものとする。指定されたタイプの標本に関連する注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行に関し、問題の種について留保した締約国からの提案は考慮されないが、ただし、その締約国が改正の採択から 90 日以内に留保を取り下げることに合意した場合はその限りではないことに合意する。

植物種を附属書 II に掲載するため、または植物種を附属書 I から附属書 II に移行するための提案は、掲載する標本のタイプを指定する注釈がその提案に含まれない場合、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物を含むものと解釈されることに合意する。

さらに、附属書 II に掲げる植物種に関し、その種に関係する注釈の不在は、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物が含まれることを示すことに合意する。以下のとおりに勧告する。

- a) 実質的注釈を含む提案を提出する締約国は、文章が明瞭かつ曖昧でないよう保証する。
- b) 薬用植物に関して今後注釈を作成する際の標準ガイドラインとして従うべき 2 つの主要原則
  - i) 規制は、原産国からの輸出品として最初に国際取引に現れる商品について集中的に行う。その範囲には原料から加工製品まで含まれる。かつ

\* 第 13 回、第 14 回、第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

- ii) 規制は野生由来資源の取引と需要にかかわる商品のみを含む。
- c) 提案された注釈が指定タイプの標本に係る場合、標本の各タイプの輸入、輸出、再輸出に関する条約の適用可能規定を指定する。
- d) 一般的な規則として、締約国は、生きた動物またはトロフィーを含む注釈を採択するための提案を回避する。かつ
- e) 附属書に掲げる標本のタイプを指定する注釈については、特に識別問題がある場合や取引の目的が指定されている場合など、その施行が特に困難を伴うため、慎重に使うものとする。

以下のとおりに命じる。

- a) 注釈中の用語の解釈において取引国間で重大な相違が存在し、条約の施行を困難にしている場合、常設委員会は植物委員会と協議し、締約国会議の間の暫定的な定義について合意し、これらの定義を採択するために、締約国会議に提出する報告書に記載する。

- b) 事務局は、常設委員会が合意した注釈中の用語の暫定的な定義に関し、締約国に対する通告を発行する。
- c) 実質的な注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行提案の採択後最低 4 年、事務局はそのような種の違法取引または密猟の有意な増加を示す信頼の置ける情報を受理した場合、それを常設委員会に報告する。
- d) 常設委員会は上記の違法取引の報告に関する調査を行い、状況を矯正するための適切な対策を講じる。それには影響を受ける種の商業的取引を一時停止するよう締約国に呼びかけることや、注釈を修正するか、または種を附属書 I に戻す提案を提出するよう寄託政府に勧めることが含まれる。

特定のタイプの標本のみが附属書 II の種に係る規定の対象になると指定した注釈を付け、附属書 I から附属書 II に移行する種に関し、注釈で特に指定されていない標本は附属書 I に掲げる種の標本と見なされ、それらの取引はそれに従い規制されることに合意する。

